

平成29年7月10日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

地方独立行政法人
福岡市立病院機構評価委員会
委員長 寺坂 禮治

意 見 書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第40条第5項の規定に基づく、地方独立行政法人福岡市立病院機構の第2期中期目標期間（平成25年度から平成28年度）終了時における積立金の一部を、第3期中期目標期間（平成29年度から平成32年度）の業務の財源へ充当することの承認にあたって、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第40条第4項に規定する次期中期目標期間の業務の財源に充当する金額の承認については、異存はありません。